

～平成28年1月から個人番号(マイナンバー)の利用がはじまります～



● 個人番号が必要な手続きで、「個人番号の確認」が必要となります

個人番号の確認

本人確認



通知カード
または個人番号
付きの住民票



運転免許証
または
パスポート等

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得いただくこともあります。
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

※顔写真がないものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
(例)国民健康保険証と年金手帳

● 個人番号カードがあれば、これ1枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます



- 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- すでに申請いただいている方は、交付の準備ができ次第順次お知らせしますので、しばらくお待ちください。

● 個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

※手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期が異なります。詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

暮らし

手続き	担当
住民票 戸籍	市民課
市営住宅	

税

手続き	担当
市民税	市民税課
固定資産税	

子育て

手続き	担当
給付や届出	子育て支援課

保険・医療・介護

手続き	担当
国民健康保険	保険年金課
後期高齢者医療	

福祉

手続き	担当
福祉	障害福祉課
	福祉総務課
	保護課

※上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合もあります。

また、勤務先(パート先、アルバイト先を含む)等から個人番号を求められるようになりますので、個人番号の利用目的を確認の上、個人番号と本人確認の書類を提示してください。

Q 通知カードが届かないのですが?

A 通知カードは、転送不要の簡易書留で郵送しています。不在通知投函後、1週間以上経過した方や転居された方、郵便局の転送サービスを利用されている方については、市役所に返戻されている可能性があります。市民課へお問い合わせください。

Q 個人番号カードとは?

A マイナンバーが記載された写真付きのカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップの電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請にも利用できるようになります。なお、個人番号カードのICチップには、所得の情報や病気の履歴等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

Q 個人番号カードの申請方法は?

A 個人番号カード交付申請書は通知カードと一体になっていますので、交付申請書を切り離して顔写真を貼付し、返信用封筒に入れて郵送してください。また、スマートフォンやパソコン等からも申請することができます。詳しくは通知カードに同封されているパンフレットをご覧ください。

Q 個人番号カードの受取方法は?

A 市役所から交付通知書を郵送します。交付通知書と必要書類を持参の上、交付通知書に記載された交付場所に本人がお越しください。交付の際にはカードの暗証番号を設定していただく必要があります。

Q 個人番号カードは必ず申請しなければならないの?

A 個人番号カードの取得は任意です。申請期限はありませんので、必要なときに申請してください。

Q 住所・氏名に変更があった場合は?

A 住所異動や戸籍の届け出の際に、通知カードまたは個人番号カードを持参してください。市役所で新しい住所・氏名を記載します。

重要なお知らせ

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて下記の相談窓口をご利用ください。

- 消費者ホットライン 188番(いやや!)
- 警察相談専用電話 #9110番 または最寄りの警察署まで
- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

問 通知カード、個人番号カード等に関すること 市民課 ☎90-4834
マイナンバー制度全般に関すること 総務課(内線4037)